

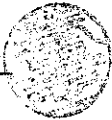


監事監査報告書

平成28年5月11日

社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会
会長 長井 克己 殿

監事 高見 邦夫 
監事 大江 幹雄 
監事 蘆田 裕三 

私たち監事は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の事業年度に関して、理事の業務執行の状況および財産の状況について監査いたしました。

この監査にあたって、私たち監事は、関連する法令および通知等にしがい実施いたしました。監査の結果、私たちの監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令および通知等にしがい、本協議会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令および通知等にしがい、本協議会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令および通知等にしがい、本協議会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書は、関連する法令および通知等にしがい、本協議会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (5) 事業活動計算書は、関連する法令および通知等にしがい、本協議会の収益と費用の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (6) 附属明細書は、関連する法令および通知等にしがい、本協議会の収支と財産の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

なお、監事蘆田裕三の意見は次のとおりです。

監事監査報告書のとおり理事の業務執行状況及び財産状況については関係法令、規則等にしがいが適正に運営されています。理事及び職員の皆様の日頃の労に敬意を表します。

また今後直面する超高齢化少子化社会において社協の存在価値は益々増大するとともに制度改正やコンプライアンスの遵守等、運営面では様々な対応をせまられることも予測されます。そこで理事報酬の増額見直しについて特段意見を付記させていただきます。理由は3つあります。

一つ、定款10条には、役員報酬は勤務実態に即して支給するとありますが、役員、特に会長・副会長の従事日数は年々増加傾向にあり、現状の従事状況からしても勤務実態に即しているとは言い難いと判断します。

二つ、名誉職という時代はとうに終焉し死語となる中で、組織の最高責任者たる会長の報酬が安すぎるとは、責任をもった職務を委嘱することすら難しいと判断します。

三つ、国民全員が能力を発揮し国をささえる一億総活躍社会時代に際し、また丹波市地域福祉活動促進計画の基本理念である「認めあい 支えあい 心つながるまち たんば」を実現するためにも、社協自身が、特定の役員個人の犠牲の上に成り立つものであっては決してならず、勤務に見合う対価を支払うべきと判断します。

以上の理由により、丹波市社協の役員等の報酬及び費用弁償規程（平成16年11月1日施行、平成20年3月24日改定、平成21年4月1日改定）の早急な見直しを提言いたします。

以上

なお、監事大江幹雄の意見は次のとおりです。

ここ数十年間で、日本は社会福祉関係に多額の資金を投入し、社会福祉環境を充実させてきました。

おかげで、我々の地域にも社会福祉事業に参入した事業体も非常に多くなり、それに伴い、私たちの住まいの近辺にも各施設が点在しています。

その反面、社会福祉に対する事業の環境は、事業体間の競争、人材確保・育成の維持、および国庫からの報酬の減額等により経営環境は厳しくなっています。

この傾向は益々厳しくなり、さらに社会福祉法人のあり方も変化し法律化されようとしています。

そこで、この環境下のもと27年度において、次のとおり経営体質、体制の改革を図ったことは大いに評価をしたい。

理事・監事、評議員構成委員会を開催し、定款に定めた理事のあり方に、改革をした。

総務係、地域福祉係を総務課、地域福祉課に改め、介護保険課を含めて3課制とし組織の強化を図った。

規程等見直し委員会を設けて、実情に沿った規程・規則・要綱について改廃をした。

人材育成、人材確保のため職員処遇改善を図った。ことです。

強化した組織のもと、人材を活用し、事業内部の省力化、簡素化、円滑化にも目を向け、厳しい環境下のもと地域の社会福祉のために、力を注いでもらいたいと期待しています。

以上